

伯太運動広場をご利用の皆様へ

10月1日から体育施設使用料が変わります。

平素より、伯太運動広場をご利用いただきありがとうございます。
消費税・地方消費税の税率が8%から10%に引き上げられるに伴い、
令和元年10月1日から、次のように体育施設使用料を改正します。

*施設を借りる際の手続きは、これまでどおり「伯水工務店（窓口）」で使用申請をしてください。

【問合せ先】

市民生活部文化スポーツ振興課

TEL：0854-23-3075

伯太運動広場使用料

区 分			使用料の額（1時間あたり）	
			円	
多目的広場	スポーツに使用する場合	入場料を徴収しない場合	中学生以下	440
			高校生	580
			一般	880
	スポーツ以外 の使用の場合	入場料を徴収 する場合	中学生以下	880
			高校生	1,170
			一般	1,760
スポーツ以外 の使用の場合	営利宣伝を目的としない場合		1,760	
	営利宣伝を目的とする場合		8,800	
テニスコート (1面)	中学生以下		110	
	高校生		140	
	一般		220	
夜間照明（多目的広場）	30分あたり		2,830	
管理棟	1日あたり		1,050	

1. 使用時間が1時間未満の場合は、1時間とします。
2. 「中学生以下、高校生、一般」の方が、合同で使用する場合は、使用料の高い方の額を適用します。